



総合評価落札方式を活用した試行工事の 実施について

平成28年11月1日以降の公告案件より試行します。

平成28年10月25日
九州地方整備局 港湾空港部

総合評価落札方式を活用した試行工事の実施について

◆主旨

- ・品確法の理念に基づき、現在及び将来の公共工事の品質確保に資するため、これまで総合評価落札方式を活用した**生産性の向上や担い手の育成・確保等の取り組み**を行ってきたところですが、より一層推進するため、試行工事として取り組むものとします。

◆試行工事の種類(既に実施中のものを含む)

1)『生産性の向上』に関する試行工事

- ①一括審査方式(手続きの効率化・省力化)
- ②ICT技術の活用(技術提案の際、1つ以上ICT技術を活用する提案を求める)

2)『担い手の育成・確保(チャレンジ型)』に関する試行工事

- ①実績の少ない企業及び配置予定技術者の活用

3)『担い手の育成・確保(休日確保)』に関する試行工事

- ①休日確保方針提案型(施工計画に休日確保方針の記載を義務付け)

4)『担い手の育成・確保(配置予定技術者)』に関する試行工事

- ①配置予定技術者の資格を評価
- ②配置予定技術者の年齢を評価
- ③配置予定技術者の地域精通度を評価

5)『担い手の育成・確保(配置予定現場従事者)』に関する試行工事

- ①配置予定現場従事者の表彰を評価
- ②配置予定現場従事者の資格を評価
- ③配置予定現場従事者の年齢を評価

1) 『生産性の向上』に関する試行工事

①一括審査方式について

◆目的

- ・総合評価落札方式における「競争参加者・発注者双方の負担軽減」並びに「入札企業の技術力審査・評価の効率化を図る」ことを目的として試行します。

◆概要

- ・条件を満たす2つ以上の工事において、提出された技術資料(技術提案等)の内容を同一のものとする事ができる。

②ICT技術の活用方式について

◆目的

- ・総合評価落札方式において、ICTを活用した技術提案を評価し、港湾・空港工事の生産性向上を目指した技術開発の取り組みを促進することを目的として試行します。

◆概要

- ・ICTの活用が見込まれる工事において、提出する技術提案のうち1つ以上ICTを活用する提案を求めるものとし、品質向上に寄与するものを加点点評価します。

※ICT (Information and Communication Technology) は「情報通信技術」の略

2) 『担い手の育成・確保（チャレンジ型）』に関する試行工事

①実績の少ない企業及び配置予定技術者の活用について

◆目的

- ・総合評価落札方式において、担い手の中長期的な育成及び確保の観点より、実績の少ない企業及び技術者も含め、技術力のある企業や技術者が参加・競争できる環境整備を図ることを目的として試行します。

◆概要

- ・施工能力評価型（I型）又は技術提案評価型（S型）を適用する工事において、技術提案力又は施工計画力をより高く評価するため、加算点の割合を高めめます。

○技術提案の配点割合

【施工計画評価型（I型）】 加算点満点40点の場合

	施工計画	企業	技術者	地域貢献
通常 [施工計画重視型]	20	8	8	4
[チャレンジ型]	32	2	2	4

【施工計画評価型（S型）】 加算点満点60点の場合

	技術提案	企業	技術者
通常	40	10	10
[チャレンジ型]	56	2	2

3) 『担い手の育成・確保（休日確保）』に関する試行工事

① 休日確保方針提案型について

◆ 目的

- ・総合評価落札方式において、担い手の中長期的な育成及び確保の観点より、労働環境の健全化を図ることを目的として試行します。

◆ 概要

- ・施工能力評価型 I 型(標準)を適用する工事において、提出する資料の一部に休日確保の方針を明示し、これを評価し、休日確保の履行義務を求めることで、技術者等の確実な休日確保を図るものとします。

◆ 休日確保の定義

- ① 完全週休2日 : 土日・祝日など、カレンダーの休日どおりに確実に確保すること。
- ② 週休2日 : 土日・祝日などの休日確保を基本としつつ、やむを得ず休日作業した場合でも、1週間以内に代休を確実に確保すること。
- ③ 4週8休 : 土日・祝日などの休日確保を基本としつつ、やむを得ず休日作業した場合でも、4週間以内に代休を確実に確保すること。

◆ 平成28年度の試行内容

- ・上記のうち②週休2日の休日確保方針を求める休日確保方針提案型を試行します。

4) 『担い手の育成・確保（配置予定技術者）』に関する試行工事

①配置予定技術者の資格評価について

◆目的

- ・総合評価落札方式において、担い手の中長期的な育成及び確保の観点より、専門技術者の資格を有する技術者の活用を図ることを目的として試行します。

◆概要

- ・配置予定技術者に当局の指定する資格所有者を配置する場合に加算点を付与します。
(評価基準例)

評価	評価基準	加算点
A	<ul style="list-style-type: none">・海上工事施工管理技術者(該当する分類)・技術士(関連部門)・土木学会認定技術者(特別上級、上級又は一級)・その他指定する資格	2.0
B	<ul style="list-style-type: none">・海上工事施工管理技術者(上記以外の分類)・労働安全コンサルタント(土木)・その他指定する資格	1.0
—	<ul style="list-style-type: none">・なし	0.0

※評価する資格については工事の内容に応じて適宜設定

4) 『担い手の育成・確保（配置予定技術者）』に関する試行工事

②配置予定技術者の年齢評価について

◆目的

- ・総合評価落札方式において、担い手の中長期的な育成及び確保の観点より、若手技術者の活用を図ることを目的として試行します。

◆概要

- ・配置予定技術者に若手技術者(40歳未満)を配置する場合には加算点を付与します。
- ・更に、ベテラン技術者を指導員として配置する場合には加算点を付与します。

(評価基準)

評価	評価基準	加算点
A	・配置予定技術者の年齢が40歳未満で、かつ、ベテラン技術者を指導員として配置	2.0
B	・配置予定技術者の年齢が40歳未満	1.0
—	・配置予定技術者の年齢が40歳以上	0.0

※配置する指導員は指定する条件を満足する必要がある。

4) 『担い手の育成・確保（配置予定技術者）』に関する試行工事

③配置予定技術者の地域精通度評価について

◆目的

- ・総合評価落札方式において、担い手の中長期的な育成及び確保の観点より、地域に精通した技術者の活用を図ることを目的として試行します。

◆概要

- ・配置予定技術者に地域に精通した技術者を配置する場合に加算点を付与します。

(評価基準)

評価	評価基準	加算点
A	・九州地方整備局(港湾空港関係)管内において、3件以上の工事で、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	2.0
B	・九州地方整備局(港湾空港関係)管内において、1件以上の工事で、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事、または、3件以上の工事で、担当技術者として従事	1.0
—	・該当なし	0.0

※地域精通度は、九州地方整備局(港湾空港関係)管内における平成24年度以降(過去4年間の工事实績を対象)に完成し引き渡しの完了した施工実績(件数)及び立場を評価します。

5) 『担い手の育成・確保型（配置予定現場従事者）』に関する試行工事

①配置予定現場従事者の表彰評価について

◆目的

- ・総合評価落札方式において、担い手の中長期的な育成及び確保の観点より、優秀な現場従事者の活用を図ることを目的として試行します。

◆概要

- ・元請又は下請予定の現場従事者の九州地方整備局(港湾空港関係)における当該工事種別の表彰実績を有する場合には加算点を付与します。

(評価基準)

評価	評価基準	加算点
A	・局長表彰(優秀建設現場従事者) ・国土交通大臣顕彰(建設マスター)	2.0
B	・所長表彰(優秀建設現場従事者)	1.0
—	・表彰なし	0.0

※表彰又は顕彰を受けた日の翌日から5年以内を評価対象とします。

5) 『担い手の育成・確保型（配置予定現場従事者）』に関する試行工事

②配置予定現場従事者の資格評価について

◆目的

- ・総合評価落札方式において、担い手の中長期的な育成及び確保の観点より、専門技術力を有する現場従事者の活用を図ることを目的として試行します。

◆概要

- ・船団長又は潜水作業指揮者を必要とする工事において、配置予定現場従事者に当局の指定する資格保有者を配置する場合に加算点を付与します。

(評価基準)

評価	評価基準	加算点
A	<ul style="list-style-type: none">・船団長に「登録海上起重基幹技能者」の有資格者を配置・潜水作業指揮者に「一級港湾潜水技士」の有資格者を配置	2.0
B	<ul style="list-style-type: none">・船団長に「海上起重作業管理技士」の有資格者を配置・潜水作業指揮者に「二級港湾潜水技士」の有資格者を配置	1.0
—	<ul style="list-style-type: none">・資格なし	0.0

5) 『担い手の育成・確保型（配置予定現場従事者）』に関する試行工事

③配置予定現場従事者の年齢評価について

◆目的

- ・総合評価落札方式において、担い手の中長期的な育成及び確保の観点より、若手現場従事者の活用を図ることを目的として試行します。

◆概要

- ・潜水士又は特殊作業船団の技能者を必要とする工事において、若手技能者(40歳未満)を配置する場合に加算点を付与します。

(評価基準)

評価	評価基準	加算点
A	・配置予定現場従事者の年齢が40歳未満	2.0
—	・配置予定現場従事者の年齢が40歳以上	0.0

※現場従事者の条件は以下のとおり

- ・潜水士の技能者は潜水士免許保有者とする。
- ・特殊作業船団の技能者は海技士免許保有者とする。